

## 第4章 国の取組

国は、循環基本計画を策定し、国民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの育成を図りつつ、関連する法律の着実な施行を始めとする国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進めます。また、循環型社会の形成のための各主体の活動への支援や情報の整備・提供など各種政策手法の適切な活用により、各主体の行動の基盤づくりを実施します。さらに、自らも事業者・消費者として循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行していきます。

具体的には、以下のような取組を進めます。

### 第1節 自然界における物質循環の確保

自然界における物質の循環の確保のため、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源などの自然界での再生が不可能な資源の使用量の増大を抑制し、再生資源や持続的利用が可能となるように、環境に適切に配慮しつつ収集等がなされたバイオマスなどの活用を促進します。また、バイオマスなどの再生可能エネルギーの積極的な利活用を行うとともに、森林整備などの自然環境の保全のための施策を講じます。なお、バイオマスの有効活用については、バイオマス・ニッポン総合戦略（平成14年12月27日閣議決定）の着実な実施を図っていきます。

### 第2節 ライフスタイルの変革

循環型社会の形成を着実に推進するため、環境教育・環境学習などを、子供から高齢者までのすべての年齢層を対象として、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場など多様な場において互いに連携を図りながら、総合的に推進します。

また、国民、NPO・NGO及び事業者などによるリースやレンタル制度の普及、リサイクル・リペアショップの利用、フリーマーケットの開催、グリーン購入、エコバッグ（買物袋）の持参、廃棄物等の回収などのリユースやリサイクルの活動が促進されるよう、必要な情報の提供などの支援を行います。

なお、このような情報提供に当たっては、幅広い層への意識啓発を進めるため、NPO・NGOなどの民間団体等と連携しながら各種の集中的なキャンペーンの実施やマスメディアを含む様々な媒体の活用に留意します。

### 第3節 循環型社会ビジネスの振興

循環型社会の形成を積極的に推進するため、国自らも事業者・消費者としてグリーン購入などを行うとともに、各主体が再生品などのグリーン製品・サービスや再生可能エネルギーなどを積極的に利用し、循環型社会ビジネス市場が成育するよう、環境ラベリングやグリーン製品・サービス関連情報の提供、再生品などの品質・安全性等に関する評価基準と試験評価方法に関する規格化の推進などを行います。また、各主体が自主的

にグリーン購入をすること、市場メカニズムに基づき適切な費用分担が行われることなどを促すための税・課徴金、デポジット制、ごみ処理手数料等の経済的手法の効果などについて検討します。

さらに、循環型社会ビジネスの振興のため廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続の合理化や法規制の徹底を図るとともに、事業活動への環境配慮の織り込みを確実なものとしていくため中小企業を含めた事業者における環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表などの自主的取組を促進します。

特に、循環型社会の形成の礎となる廃棄物処理業については、市場の不透明さや一部の業者の不法投棄などの不適正な行為が業界全体のイメージを下げている状況を踏まえ、適正なりサイクルや処分に要する費用の透明化と徴収、第三者機関などによる優良業者の格付制度の導入や表彰の実施、優れたプラントや事業活動例を地域や学校での環境教育の場として積極的に開放していくための検討などを行います。

一方、地域の特性を生かしつつ、民間団体や自治体が行う生ごみや廃油の回収・処理による肥飼料化などの再資源化活動を営利的・持続的に行ういわゆる地域コミュニティー・ビジネスの成育を図ります。

循環型社会の形成に資する科学及び技術については、製品の生産工程における廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用などが促進されるような製品設計・生産システムの工夫や環境への負荷の小さい素材開発等グリーンインダストリーの推進を行うとともに、技術開発・普及のため、技術情報やライフサイクル・アセスメント(LCA: Life Cycle Assessment)等の製品情報などの収集・整理・提供を図ります。このため、産学官の連携のもと、試験研究体制の整備、産業ニーズに沿った研究開発の推進及びその成果の普及、環境技術の環境保全効果等の第三者評価システムの構築、環境技術に関する専門性の高い、幅広い人材を確保するための研究者・技術者の養成、中小企業を始めとする事業者に対する技術指導などの措置を適切に講じます。

また、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分のための設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講じます。

#### 第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

廃棄物等の適正な循環的利用及び処分を推進するため、循環基本法に定める優先順位に基づき、廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分を行います(ただし、この順位によらない方が環境への負荷を低減できる場合には、この優先順位にこだわることなく、より適切な方法を選択します)。また、廃棄物の処理に伴う環境への負荷の低減に関しては、事業者や国民などの排出者が一義的な責任を有するという排出者責任の考え方と、製品の製造者などが製品の使用後の段階などで一定の責任を果たすという拡大生産者責任の考え方に基づき、製品ごとの特性に応じて、具体的措置の一層の推進を図ります。特に、製品の製造者などが製造工程や製品に使用される有害物質について、その使用量を極力低減しようとする自主的取組を促進するとともに、

有害物質の適正な回収・再生利用・処分の仕組みを整備します。さらに、廃棄物等の有害性の評価を始め、廃棄物等の循環的利用及び処分が環境に与える影響などの調査研究、適正処理技術の開発や普及などを実施します。

建設工事に伴って発生する廃棄物等については、産業廃棄物全体の発生量及び最終処分量に占める割合が高く、法律、国の指針等に基づき、その再資源化を進めるとともに、公共工事等において再生資材の利用を推進するなど、循環型社会の形成に向けた取組を着実に進めます。

一方、廃棄物等の循環的な利用及び処分による環境の保全上の支障の防止及び除去等のため、廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化、不適正処理などの違法行為を抑止するための監視・取締りなどにより不法な処分を防止するとともに、万が一、不法な処分がなされた場合には、適切かつ迅速な原状回復の推進を図ります。

経済のグローバル化に伴う国際的な循環については、環境規制が十分に整備されていない国への廃棄物等の輸出が結果的に現地での環境破壊を招くことについての国際的な関心の高まりを踏まえ、バーゼル条約による有害廃棄物に対する環境に配慮した管理の取組などを進めます。また、各国の実情の把握とその状況に合わせた我が国の廃棄物処理・リサイクルシステムの提供や研修生の受け入れの実施、輸出港の集約化など効率的な国際静脈物流システムの検討などを行っていきます。

さらに、各地域におけるごみの散乱防止のための対策を検討するとともに、必要な啓発などを行います。

## 第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

循環型社会の形成を図る上で、廃棄物等の循環的な利用や処分のための施設は不可欠です。これらの施設については、技術開発の支援や経済的な助成措置、民間主導の公共サービスの提供すなわちPFI（Private Finance Initiative）の手法など様々な手法を活用して、十分な再生利用能力の確保や施設の適正配置に留意しながら、その整備を促進していきます。

また、適正処理を確保するために、最終処分場などについて、引き続き整備を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を越えた広域的な対応を推進します。特に、産業廃棄物の最終処分場については、産業廃棄物の適正処理を十分に確保するために必要がある場合には、排出事業者の責任を原則としながら、公共関与による施設整備の促進などにより、安全かつ適正な最終処分場を確保します。

なお、これらの施設整備に当たっては、積極的に情報公開や、地域住民との対話の推進を図りつつ、環境への配慮を十分に行いながら、進めていきます。

リユースやリサイクルに係る物流については、環境負荷の低減などの観点から、トラック輸送と適切に組み合わせつつ、中長距離において鉄道や海運を活用するなど効率的な静脈物流システムの構築を推進します。

一方、廃棄物等の発生量とその循環的な利用及び処分の状況、これらの将来の見通し、廃棄物等の素材・組成・設計等の技術データ、廃棄物等の循環的な利用及び処分による環境への影響などについて、正確な情報を把握し的確な分析を行うとともに、ITの活用も図りながら、これらの情報を各主体が迅速かつ的確に入手し、利用・交換できるようにします。

また、事業者、大学、研究機関、国、地方公共団体、NPO・NGOなどの産学官民において、人材交流や情報交換などを促進し、人材の質的・量的充実を図ります。さらに、国及び地方公共団体の職員、環境教育・環境学習に携わる教員を始めとする指導者に対する研修制度などの充実により、その資質の向上を図ります。

このほか、循環型社会の形成のためには、地域における取組が重要であり、そのような取組において果たす役割の大きい地方公共団体の講ずる施策に対し、必要な財政的及び技術的支援を行うとともに、循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域におけるNPO・NGOなどの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していきます。